AED・心肺蘇生法の普及啓発事業業務委託 企画提案仕様書（案）

１　適用範囲

　　本仕様書は、千葉県（以下｢県｣という。）が発注する「AED・心肺蘇生法の普及啓発事業」（以下｢業務｣という。）の企画提案募集及び委託に付す場合において適用される主要事項を示すものである。

　　この仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書　　（契約書に添付するもの）は契約候補者決定後、協議の上、県が作成する。

２　事業の背景・目的

　当県では、「誰もが自発的かつ積極的にＡＥＤを用いた心肺蘇生法を実施できる環境づくり」を基本理念とした「千葉県ＡＥＤ等普及促進計画」を策定し、全国に先駆けた取組を行っているところである。

そこで、広範囲かつ多様な対象者に向けた啓発活動を展開することで、県内の一次救命（AEDと心肺蘇生法）の認知率・使用率等を向上させる。

３　契約期間

　　契約締結日から令和８年３月３１日まで

４　委託業務内容

　 本業務は、以下の業務及びこれらに付随する業務とし、AED・心肺蘇生法の

認知率・使用率向上に向けて高い効果が得られるよう、十分な検討を行ったう

えで企画の提案及び実施を行うこと。

（１）SNS・メディア等を使った情報発信

　　　上記２の事業の背景・目的を踏まえ、AEDの認知率を更に高めるだけでな

く、AEDを含めた心肺蘇生法の使用率を高められるよう、一次救命措置に対

する県民の関与の重要性が分かるよう十分に工夫し、県民が自発的・積極的

に一次救命措置の実施に向かう気持ちを醸成するような情報発信を行うこ

と。なお、使用する情報媒体の種類は問わないが、独自のメディア媒体や広

報手段を用いた情報発信の提案が可能な場合、提案すること。

（２）県主催普及啓発・イベントの企画・運営

　　　上記２の事業の背景・目的を踏まえたイベントを企画・運営し、円滑に進

行するよう、各種交渉、調整、手続き、会場設営、撤収、支払い等一切の業

務を行うこと。なお、普及啓発を行う頻度・時期・会場の選任は、県と協議

の上で決定することとする。

　　ア　普及啓発・イベントの内容

　実施内容　普及啓発の実施・イベントの開催にあたっては、国から示される救急蘇生法の指針等の内容に沿った、正しい知識を、実技形式で県民に周知できるよう取り組むこととする。

　　　　　　普及啓発を行う際は、実施会場に来場することが予定される者の

興味関心に沿った内容にすること。

　　実施回数　４回以上とする。イベント１回あたりの実施時間は特に定めない。

　　　　　　　なお、少なくとも１回は救急医療週間に開催すること。

　　対　　象　可能な限り幅広い年齢層・地域を対象とすること。なお、イベントごとに対象年齢層等を分けても構わない。

　　実施場所　千葉県内

　　　　　　　少なくとも以下の会場で最低１回は行うこと。

　　　　　　　(ｱ)スポーツイベント(アクアラインマラソン等)

　　　　　　　(ｲ)ショッピングモール

　　　　　　　※会場は、気候・天候を考慮し選定すること。屋外で行う場合は、

企画に応じて屋内やテントの設営が可能な場所を選定するこ

と。

　　来場人数　各イベントの来場人数は平均１００人を目途とすること。また、普及啓発の効果を図る手段として、毎回の来場人数を計測すること。ここでいう来場人数とは、実際にAED・心肺蘇生法を実技形式で体験したものだけでなく、その付き添いも人数として含むこととする。（例：子供がその父母の付き添いで体験を行った場合、３人と計測することとする。）

なお、計測方法は問わないが、毎計測において同計測方法を用い

ることとし、その計測方法を報告すること。

　アンケート　各イベントの来場者等に対して、本事業に関係のある何らかのアンケートを行うこと。なお、アンケート内容は県と協議の上決定することとする。

イ　普及啓発に係る準備について

・普及啓発に際して、県医療整備課が所持している備品（あっぱくんなど）

を使用したい場合は、県医療整備課に協議の上、使用すること。

・業務完了報告の際には、普及啓発を行った際の写真を必ず添付すること。

・普及啓発にチーバくんを用いる場合は、以下の点に注意すること。

【チーバくんを使用する際の注意点】

・チーバくんの出演・チーバくんのイラスト使用等チーバくんに関することを行う場合は事前に県報道広報課に協議すること。

・普及啓発において、チーバくんのイメージが損なわれることのないよう、県

が作成する「チーバくん演技マニュアル」のスタッフへの周知徹底を図るこ

と。

・チーバくんの着ぐるみの保管場所・会場間の輸送を行うこと。また、スタッ

フ以外の目に触れずに着替えを行うことができる控室等を確保すること。

なお、運搬や保管の際は、取扱いに十分注意するとともに、経年劣化の場合

を除いて、破損等した場合は、直ちに県報道広報課に報告し、受託者の負担

で修繕を行うこと。

・チーバくんの着ぐるみの使用に際し、県報道広報課において受け渡し場所を指定する場合には、県の指示に従うこと。

ウ　ノベルティ及びグッズの制作について

・AEDを含んだ心肺蘇生法の認知率及び使用率が向上するようなノベル

ティ及びグッズを以下のとおり製作すること。なお、製作にあたっては、製作物及びその個数・デザインを県と協議の上決定すること。

ノベルティの種類　１種類以上最大３種類

グッズの種類　２種類以上最大３種類（のぼり、ビブス等）

　　　　・上記のノベルティ等は普及啓発やイベント等において配布・使用する

こととし、残ったものはその全てを医療整備課に納品すること。

５　留意事項

（１）業務実施体制

・契約にあたっては、実際に本業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）

を選任するにあたり、本業務を円滑に遂行できる能力を有する人員を適切に

配置しなければならない。

・受託事業者は、業務従事者の中から、円滑に本業務を遂行するため業務従事

者を指揮監督する業務責任者を定めること。また、県担当者との連絡調整にあたる連絡担当者を定めること。

（２）業務実施に関する計画書

　・受託者は契約締結後、業務実施に関する計画書を県と協議の上作成し、県に

提出しなければならない。

（３）報告

　・業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

・業務完了の際には、業務完了報告書を提出するものとし、報告書とともに、

データで納品すること。

（４）受託事業者及び業務従事者の義務

・受託事業者及び業務従事者は、本業務で知り得た個人情報や、県の事務に関

する機密事項等を、みだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用しては

ならない。本業務が終了した後も同様とする。

・受託事業者は、本業務の実施にあたって貸付を受けた県の所有物を、県の承

諾なしに、本業務以外の目的に使用してはならない。

６　その他

（１）　本仕様書に定めのない事項は、県と受託事業者において協議の上決定す

る。また、本業務の最終的な業務委託の仕様（契約書に添付する仕様書をいう。）は、受託事業者と協議の上、県が作成する。

（２）　本業務において県が必要と認め、指示した事項については、受託事業者

は、その指示に従うこととする。

（３）　本業務履行のための受託事業者の会場使用料、人件費、旅費、印刷製本費等本事業に係る一切の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。